

外国の教育施設又はこれに準ずるもの(前項に掲げるものを除き、国際協力事業団法(昭和四十九年法律第六十二号)に基づき派遣された場合に限る。第七十條の二において同じ。)

授業を担当した課程に応じ、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園 国際協力事業団総裁

第七十條の二中、「在外教育施設」の下に、「並びに外国の教育施設又はこれに準ずるもの」を加える。

第七十三條を次のように改める。

第七十三條 削除

第七十六條第一項を次のように改める。

第七十六條 免許法認定講習を開設した者は、単位修得原簿及びこれに関する主なる公文書を相当期間保存しなければならない。

第七十六條第二項中、「免許法認定講習」を削る。

附則第九項中、「教科に関する科目五十単位及び教職に関する科目十単位」を、「教科に関する科目二十単位、教職に関する科目二十四単位及び教科又は教職に関する科目十六単位」に改める。

附則第二十九項中、「教科に関する科目三十五単位」を、「教科に関する科目十単位、教職に関する科目十二単位及び教科又は教職に関する科目八単位」に、「教科に関する科目二十五単位」を、「教科に関する科目七単位、教職に関する科目八単位及び教科又は教職に関する科目五単位」に改める。

(教員資格認定試験規程の一部改正)

第二条 教員資格認定試験規程(昭和四十八年文部省令第十七号)の一部を次のように改める。

第二条の表中、「養護訓練」を、「自立活動」に改める。

第三条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成十年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中、「第十條の二」の下に、「第六十六條の五」を加える。

附則第八項中、「平成十二年」を「平成十五年」に、「普通免許状に係る所要資格を得た者は、この省令による改正後の施行規則第十一條、第十三條、第十四條の二、第十七條及び第十七條の二の適用により免許法別表第三又は別表第六に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。」を、「普通免許状(専修免許状を除く。)に係る単位数のうち十単位以上を修得した者に対する免許法別表第三又は別表第六の規定の適用については、この省令による改正後の施行規則第十一條、第十三條、第十四條の二、第十七條及び第十七條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。」に改める。

附則第十項中、「備考第五号ロ」を、「備考第五号イ」に改める。

附則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 教育職員免許法施行規則第六十五條の八の改正規定中学校教育法施行規則第二十四條第一項、第五十三條第一項、第七十三條の七及び第七十三條の八第一項に規定する総合的な学習の時間に係る部分 平成十四年四月一日

二 教育職員免許法施行規則第六十五條の八の改正規定中学校教育法施行規則第五十七條及び第七十三條の九に規定する総合的な学習の時間に係る部分 平成十五年四月一日

三 平成十五年三月三十一日までに第一条の規定による改正前の教育職員免許法施行規則(以下、「旧施行規則」という)第十一條の表備考第四号、附則第九項及び第二十九項の適用により教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号。以下、「免許法」という)別表第三に規定するそれぞれの普

通免許状に係る所要資格を得た者は、第一条の規定による改正後の教育職員免許法施行規則(以下「新施行規則」という)第十一條の表備考第四号、附則第九項及び第二十九項の適用により免許法別表第三に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

この省令の施行の際現に旧施行規則の規定に基づき授与された盲学校、聾学校及び養護学校の養護訓練の教諭の一種免許状(以下、「旧免許状」という)は、新施行規則に規定するそれぞれの自立活動の教諭の一種免許状(以下、「新免許状」という)とみなし、旧免許状を有する者は、この省令の施行の日において、それぞれ新免許状の授与を受けたものとみなす。

免許法第三條の二第一項第六号に規定する教科に関する事項については、新施行規則第六十五條の八に定めるもののほか、次の各号に掲げる期間内においては当該各号に掲げるものを含むものとする。

一 平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成十年文部省令第四十四号)附則第二項の規定により読み替えて適用される学校教育法施行規則第二十四條第一項及び第五十三條第一項の規定による総合的な学習の時間並びに学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成十一年文部省令第七号)附則第十二項の規定により読み替えて適用される学校教育法施行規則第七十三條の七及び第七十三條の八第一項の規定による総合的な学習の時間の一部

二 平成十二年四月一日から学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成十一年文部省令第七号)による改正後の学校教育法施行規則第五十七條の規定が適用されるまで 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成十一年文部省令第七号)附則第四項の規定により読み替えて適用される学校教育法施行規則第五十七條の規定による総合的な学習の時間及び同令附則第十三項の規定により読み替えて適用される学校教育法施行規則第七十三條の九の規定による総合的な学習の時間の一部

五 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成九年法律第七十四号)による改正前の児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による教護院で、その教科について、児童福祉法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百一十号)による改正前の児童福祉法第四十八條の規定により文部大臣の承認を受けたもの及び児童福祉法等の一部を改正する法律による改正前の児童福祉法第四十八條の規定により文部大臣の勧告に従ったものにおいて教育に従事した者に対する免許法第六條別表第三の規定の適用については、なお従前の例による。児童福祉法による児童自立支援施設(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第七條第一項の規定により証明書を発行することができるので、同条第二項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法第四十八條第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。)において教育に従事した者についても、同様とする。

○農林水産省令第三十二号

新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)第九條第一項の規定に基づき、新事業創出促進法第九條第一項の業種を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月二十七日 農林水産大臣 玉沢徳一郎

新事業創出促進法第九條第一項の業種を定める省令の一部を改正する省令 新事業創出促進法第九條第一項の業種を定める省令(平成十一年農林水産省令第八号)の一部を次のように改正する。

本則に次の三号を加える。

七 砂糖精製業(砂糖精製業を除く。)

六 砂糖精製業

八 木材チップ製造業

附則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。